

令和 7 年 第 9 回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和 7 年 6 月 12 日（木）午前 10 時 00 分

場 所：教育委員会室

令和7年6月12日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第39号議案

第32期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

第40号議案

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都公立中学校における35人学級の実施について

(2) 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口の実績について（令和6年度）

(3) 東京都公立学校教職員の懲戒処分について

(4) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項及び第28条に基づく報告について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千 枝 子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

岩 野 恵 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

地域教育支援部長

神 永 貴 志

指導部長

山 田 道 人

人事部長

秋 田 一 樹

（書 記） 総務部教育政策課長

小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和7年第9回定例会を開会します。

本日は、東京新聞社ほか4社からの取材と、3名の傍聴の申込みがございました。また、東京新聞社ほか4社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 4月24日の令和7年第7回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では4月24日の令和7年第7回定例会議事録については承認いただきました。

また、5月22日の令和7年第8回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第39号議案及び第40号議案、並びに報告事項（３）及び（４）につきましては、人事・個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。

———〈異議なし〉———では、ただいまの件につきまして、そのように取扱います。

報 告

（１）東京都公立中学校における35人学級の実施について

【教育長】 それでは、報告事項（１）「東京都公立中学校における35人学級の実施について」の説明を地域教育支援部長からお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、報告資料（１）「東京都公立中学校における35人学級の実施について」の報告をいたします。まず、ポイントでございますが、きめ細かな教育や働き方改革の推進に向け、令和８年度から段階的に都立を含む公立中学校で35人学級を実施することといたします。次に、「１ これまでの取組」でございます。小学校につきましては、資料の下段にございますとおり、令和３年度から段階的に35人学級を実施しておりまして、今年度、小学校第６学年まで全学年が35人学級になったところでございます。来年度から、中学校でも導入いたしますと、小学校において35人学級で学んできた子供たちが引き続き中学校でも35人学級で教育を受けることになります。また、上に戻っていただきまして、この３月に策定いたしました、東京都教育施策大綱においても、「一人ひとりの子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実」の施策例として「中学校35人学級」に言及しております。なお、資料中段、国の動きでございます。昨年12月に、財務大臣と文部科学大臣の折衝において、令和８年度から中学校35人学級に向けた定数改善を行うことで合意をしております。また、今国会において昨日、いわゆる、給特法の改正案が可決されましたが、この附則の中に、公立中学校の学級編制の標準を令和８年度から35人に引き下げよう、法制上の措置等を講ずることが明記されております。「２ 今後の予定」でございます。令和８年４月１日から35人学級を実施できるよう、今年度末に、学級編制基準を改正

したいと考えております。その改正に当たりましては、教育委員会定例会において、改めて御審議をしていただく予定とさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。35人学級が中学校でも実現するということが大変良い取組だと思います。1点確認ですが、この取組を進めるに当たり学級数が増えていくのではないかと思います。そこで、教員の確保が大きな課題としてありますので、その辺りもしっかり対策をしていただいているとは思いますが、その辺りについて教えていただければと思います。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 はい、人員については、35人学級の導入や完成を想定いたしました採用推計を行っております。それを踏まえて、教員の確保等に努めてまいりたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 宮原委員からもお話がありましたが、非常に大事な取組ですし、先生の確保ということは、やはり大事な部分ではあると思いますが、一人ひとりの子供の状況に応じたきめ細かな対応については、是非、いろいろな工夫をして進めていただきたいと思います。個人的な話ですが、小学校の35人学級を決定する際に、内閣府の教育再生実行会議のワーキング・グループで議論に参加しまして、その際に中学校まで35人学級を進めたいと議論をしましたが、当時はいろいろと財政上の問題等があり、小学校のみということで決着したものが、こうして中学校も対象になり、非常に良い動きだと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 大変素晴らしい取組が東京都でできるということが大変素晴らしいと感じております。この件とは少し異なるかもしれませんが、これによって教育の質を高めていく、と考えていきますと、例えば現在、探究的な活動や協働的な学び、あるいは対話のような活動を盛んに行おうとしますと、特に中学校3年生だと、現在の

8 m×8 mくらいの教室のサイズですと非常に狭く感じるため、なかなか活動しづらい、といった面もあると思います。そういった際に35人、あるいは30人等になるということは非常に良いと思いますし、場合によっては、現在ある机のサイズですと、探究活動やコンピューターを置いての作業を行うと、狭くて苦しいところがあると思います。よって、高等学校は探究活動が盛んだと思いますので、そういった適した環境づくりと連動して、質も高まればと感じております。少し関係のないコメントで申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。———〈異議なし〉———ほかに御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては報告として承りました。

(2) 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口の実績について（令和6年度）

【教育長】 それでは、報告事項（2）「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口の実績について（令和6年度）」の説明を人事部長、お願いをいたします。

【人事部長】 報告事項（2）について説明させていただきます。こちらは、令和4年度から実施しておりますが、法律で申し上げますと、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和4年度より施行されておりました、それを受けて、弁護士による第三者相談窓口として運営しております。電話・メール等で相談を受け付けるほか、相談シートというものを都内全公立学校の全ての児童・生徒に配布しております、いわゆる、教職員等による性暴力事案の早期発見や未然防止に役立てております。ちなみに昨年度からは、性暴力だけではなく、子供達が教職員に対する不安や悩みを相談できるような、例えば体罰や不適切な指導、そういったものを含めて記載できるようにということで、相談シートの見直しを行っております。件数ですが、下段の表にあるとおり、右側が令和6年度でございしますが、合計相談件数は、1,033件ということで、昨年度と比べると微増という状況でございします。この相談件数の数

の捉え方につきましては、多ければ良いのか、少なければ良いのか、ということは少し難しいところではありますが、私どもとしては、相談窓口が3年目に入っておりますので、この窓口自体は結構浸透してきたと捉えておりまして、そこから発見される事柄もありますので、有効に機能していると捉えております。ちなみに、内訳としては、電話・メールによるものが96件で、相談シートによるものが937件となっております。まして、校種別ですと小学校が一番多いという状況でございます。続いて、次のページに相談の内容の内訳を示しております。都内公立学校の教職員に関する相談は650件ございまして、そのうち、性暴力が疑われるものが43件あったということでございます。これは調査等をしまして、性暴力等の事実が認められたものは2件ございましたが、既に懲戒処分等による対応は行っております。また、性暴力等の事実が認められなかったものが21件ありますが、こちらについては、子供の誤解を招かないようにということで、各教育委員会で学校に対して対応を依頼して、注意喚起等を行っている状況でございます。ちなみに、事実確認が困難なものとしては、例えば、数十年前に起きたことで確認のしようがないものや、既に退職している教員のため、確認が困難というような事例があった状況でございます。続いて、その下の段の部分にあります、教職員の指導に関する相談は、607件でございました。そのうち、事実が認められたものが135件ということで、事例は様々ありますが、日常的な教員の子供への接し方や、それを見て子供が感じたことについて様々な相談等を受けております。これらについては、指導方法等について、学校や地区の教育委員会を通じて、助言をする等の対応をしております。同様に、こちらについても事実が認められず、確認が困難であったとしても、注意喚起や子供の様子を見守ってもらう、そういった対応をしている状況でございます。そのほか、児童・生徒同士のトラブル等が疑われる相談が263件、さらに、家庭のトラブルが疑われる相談が37件となっております。一番下にあります、都内公立学校以外の相談や意見等を受けた場合は受け付けておりますが、これについては、関係する機関に連絡をするという対応を行ってございます。これは、3年目を迎えましたけれども、引き続き、窓口の周知・徹底を図っていきたいということと、この調査に頼るだけでなく、子供たちが大人に相談しやすい雰囲気等を通じて、子供達が声を上げやすくする、安心して学校生活を過ごせるようにする、とい

う取組を引き続き進めていきたいと思います。説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。
———〈異議なし〉———御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

（１）教育委員会定例会の開催

6月26日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、6月26日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次会の定例会については6月26日木曜日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。———〈異議なし〉———

それでは、そのように取扱いをしたいと思います。これ以降は非公開の審議に入ります。

（午前10時15分）